

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市長		2014年7月3日					
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市伏見区横大路千両松町78番地		報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 光アスコ株式会社 代表取締役社長 喜多川 光世 電話 075-601-2711					
主たる業種	産業廃棄物処分業	細分類番号	8	8	2		
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 又はウ <input checked="" type="checkbox"/>					
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	地域社会の環境保護を第一に考え「地球をきれいに」をモットーに、産業廃棄物を安全かつ適正に処理をする中間処理施設として、その減量化・無害化を実現することにより、人が安心して暮らせる豊かな環境づくりを目指す。						
計画を推進するための体制	幹部会並びにISO14001推進体制に準ずる。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20~22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	29,087.0 トン	20,221.1 トン	32,484.6 トン	33,350.7 トン	-1.4 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	29,087.0 トン	20,221.1 トン	32,484.6 トン	33,350.7 トン	-1.4 パーセント	
	実績に対する自己評価	計画に対する削減率が目標未達であった。その原因として、次の2点が挙げられる。①クリーンセンターでは不燃物の受入が多く、都市ガスの使用量が増加。②RPFセンターでは処理困難物の受入が多く、処理効率低下。今後、両センターの受入廃棄物の見直しが必要。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 (焼却+RPF)/100)	128.64	111.53	142.98	142.17	2.79 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
	実績に対する自己評価	上と同じ。					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
		28.0 パーセント	28.0 パーセント	85.0 パーセント	106.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	各種管理標準の整備。					
	(24)年度	重点対策シート未実施の項目について対策を実施。					
	(25)年度	社内クラウドシステム「サイボウズ」の運用を開始。社内での連絡事項は電子データで行い、コピー用紙の削減、情報の共有がスムーズとなった。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	実施事項なし					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	本項目について検討中。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区 分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
合 計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	新焼却施設内に設置された研修室での、廃棄物に関する環境セミナー等を実施している。						
特記事項	23年11月より新しい焼却施設の稼働開始。23年7月に提出した本報告書の計画値から新しい計画値に変更。クリーンセンターの計画値については、23年度実績、24年度実績、25年度予想実績(24年度実績)の平均値とした。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。